

# 食品安全委員会第990回会合議事録

1. 日時 令和7年7月8日（火） 14：00～14：29

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル」に係る食品健康影響評価について
- ・飼料添加物「グアニジノ酢酸」に係る食品健康影響評価について
- ・飼料添加物「グアニジノ酢酸を有効成分とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

(2) 令和7年度食品健康影響評価技術研究二次公募課題（案）について

(3) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(事務局)

中事務局長、前間事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、古田評価第二課長、楠川情報・勸告広報課長、横山農薬評価室長、  
刈岡評価情報分析官、蟹江評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル>

資料1-2 飼料添加物に係る食品健康影響評価の審議結果について<グアニジノ酢酸>

資料1-3 飼料添加物に係る食品健康影響評価の審議結果について<グアニジノ酢酸を有効成分とする飼料添加物>

資料2 令和7年度食品健康影響評価技術研究二次公募課題（案）について

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第990回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席です。

また、本日付で事務局の人事異動がありましたので、事務局から紹介をお願いいたします。

○中事務局長 本日付で、評価調整官が寺谷から蟹江に替わりましたので、御紹介させていただきます。

○蟹江評価調整官 蟹江と申します。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 よろしくお祈いします。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第990回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお祈いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は4点でございます。

資料1-1が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル>」、資料1-2が「飼料添加物に係る食品健康影響評価の審議結果について<グアニジノ酢酸>」、資料1-3が「飼料添加物に係る食品健康影響評価の審議結果について<グアニジノ酢酸を有効成分とする飼料添加物>」、資料2が「令和7年度食品健康影響評価技術研究二次公募課題（案）について」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、農薬「カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長 資料1-1に基づき御説明申し上げます。農薬評価書「カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル」でございます。

まず、資料の構成でございますが、右下の通し番号で2ページから「カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル」農薬評価書という資料、14ページから「カルベンダジム」農薬評価書、59ページから「チオファネートメチル」農薬評価書、201ページから「ベノミル」農薬評価書となっております。

1つ目の資料の「カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル」農薬評価書を御覧ください。8ページに説明がございますが、チオファネートメチル及びベノミルは、いずれも植物中でカルベンダジムを生成すること、リスク管理機関において「カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル」として食品中または飼料中の基準値を設定するとされていることから、個別に食品健康影響評価を実施した上で、これらの総合評価が実施されたというものでございます。

右下のページで4ページを御覧ください。審議の経緯でございますが、2023年11月に厚生労働省から暫定基準の見直し及び適用拡大に関する評価要請、農林水産省から飼料中の残留基準設定に係る評価要請のあったものでございます。農薬第二専門調査会で御審議いただき、取りまとめいただいた評価書案につきまして、5月20日の食品安全委員会において報告し、その後、5月21日から6月19日まで、国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

評価対象農薬の概要でございますが、まず、カルベンダジムにつきまして、第一部の資料となります。20ページを御覧ください。構造式は6. に示されたとおりのものでございまして、次のページの8. の開発の経緯に記載がございますとおり、ベンゾイミダゾール系の殺菌剤です。病原菌の微小管構成タンパク質であるチューブリンに結合し、有糸分裂を阻害して殺菌作用を示すと考えられているものでございます。このものは日本では1973年に農薬登録され、1999年に登録が失効しています。本剤につきましては、国内で農薬登録がなく、詳細な試験成績等の情報が入手できないことから、海外の評価機関の作成した評価書等を用いて食品健康影響評価が実施されています。

次に、チオファネートメチルにつきましては、第二部となりまして、67ページにお進み

ください。構造式は6. のとおりで、殺菌作用を発現する機序はカルベンダジムと同様となります。国内で1971年に初回農薬登録されたものとなります。

ベノミルにつきましては、第三部となりまして、209ページを御覧ください。6. に構造の記載がございまして、やはり殺菌作用を発現する機序はカルベンダジムと同様というものです。

国内で1971年に初回農薬登録されています。

初めの方の資料、総合評価の評価書にお戻りいただきまして、11ページを御覧ください。

(4) の総合評価という記載がございまして、カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミルの総合的な評価として、毒性が強く現れるカルベンダジムに基づく評価を適用するのが適当であると判断されまして、カルベンダジムで設定したADI及びARfDをカルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミルのグループADI及びグループARfDと設定されております。

カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミルのグループADI、ARfDと、カルベンダジムのADI及びARfDですが、ADIはイヌを用いた慢性毒性試験の無毒性量を根拠に0.025 mg/kg 体重/日、一般の集団に対するARfDはラットを用いた拡張1世代繁殖試験の無毒性量を根拠に0.14 mg/kg 体重、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対するものはラットを用いた発生毒性試験の無毒性量を根拠に0.1 mg/kg 体重と設定されました。

また、チオファネートメチルにつきましては、ADIはイヌを用いた慢性毒性試験の無毒性量を根拠に0.08 mg/kg 体重/日、ARfDはラットを用いた急性神経毒性試験を根拠に0.25 mg/kg 体重と設定、また、ベノミルにつきましては、ADIはイヌを用いた慢性毒性試験を根拠に0.029 mg/kg 体重/日、ARfDはラットを用いた2世代繁殖試験を根拠に0.28 mg/kg 体重と設定されました。

また、農産物のばく露評価対象物質につきましては、カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル、畜産物中のばく露評価対象物質につきましては、カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル並びに代謝物5-HBCの硫酸抱合体と設定されました。

また、13ページに記載がございまして、ばく露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準の見直しを行う際に確認するものとなります。

今般、意見・情報の募集を行った結果につきましては、最後のページの337ページに参考として添付しております。御意見を2通頂戴しております。

まず意見1ですが、農薬のみならず、化学添加物や遺伝子組換え品等の複合的な影響を確認する必要があるのではないかと御意見。また、意見2としまして、いずれも使用は認められませんという御意見をいただきました。

回答は右側の記載でございまして、まず意見1に対する回答としまして、食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っているということ。複数の化合物へのばく露については、引き続き最新の情報収集に

努めるという内容となります。

また、意見2に対しましては、農薬の登録及び使用に関する御意見は、リスク管理機関に係るものと考えられることから、農林水産省へ情報提供いたしますという内容となります。

また、後ろから4ページ目の334ページから、評価書の記載整備についての資料を添付しております。右側が修正前の記載で、左側のおり修正をいたしたいと考えているものでございまして、1つ目につきましては、ARfDの記載に関して「一般の集団」という不要な記載がございましたので、これを削除。

2つ目につきましては、ばく露評価に関する記載ぶりについて、暫定基準に関する記載として、表記を適切に修正したいというもの。

3つ目につきましては、SF、セーフティーファクターと記載すべきところ、CFと記載してしまっておりましたので、これを修正させていただきたいと考えているものでございます。

下から2番目につきましては、ばく露量の評価に関する記載が漏れておりましたので、記載したいというもの。

一番下の記載につきましては、UFに関する記載が該当の表中にございませんでしたので、削除したいというもの。

次のページにつきまして、こちらは作物残留試験の結果の記載でございしますが、分析の部位と試験実施年についての記載なしであったものにつきまして、再度確認しましたところ情報がございましたので、追記させていただきたいというもの。

次のページにつきましても、同様の修正をさせていただきたいと考えているものでございます。

本評価書につきまして、今御説明させていただきました記載整備を一部させていただきました上で、結果につきましては、専門調査会の結果をもってリスク管理機関にお返ししたいと考えているものとなります。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちカルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミルのグループ許容一日摂取量（ADI）を0.025 mg/kg 体重/日、一般の集団に対するグループ急性参照用量（ARfD）を0.14 mg/kg 体重、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対するグループARfDを0.1 mg/kg 体重と設定する。カルベンダジムのADIを0.025 mg/kg 体重/日、一般の集団に対するARfDを0.14 mg/kg 体重、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.1 mg/kg 体重と設定する。チオファネートメチルのADIを0.08 mg/kg 体重/日、ARfDを0.25 mg

／kg 体重と設定する。ベノミルのADIを0.029 mg/kg 体重／日、ARfDを0.28 mg/kg 体重と設定するというのでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、飼料添加物「グアニジノ酢酸」についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○古田評価第二課長 それでは、お手元の資料1-2に基づきまして、既存の評価書から追記、修正した箇所を中心に説明いたします。

右下のページで5ページを御覧ください。審議の経緯、第2版関係でございます。グアニジノ酢酸を有効成分とする飼料添加物の対象動物拡大及び添加上限量の変更に係る評価要請に伴い、第208回肥料・飼料等専門調査会において審議を行い、評価書の第2版として取りまとめたため、本日御報告いたします。

31ページの(11)残留試験を御覧ください。投与群の鶏卵中のグアニジノ酢酸、クレアチニン及びホモシステイン濃度に有意な差はありませんでしたが、クレアチニン濃度は対照群と比較して有意に高いという結果でした。

35ページの亜急性毒性試験を御覧ください。グアニジノ酢酸を用いた2つの亜急性毒性試験が実施されており、それぞれの毒性所見について、血漿中ホモシステイン濃度の上昇がほかの病態と関連する可能性があることを考慮し、ホモシステイン濃度の上昇を最高量投与群における毒性所見として追記しました。なお、今回の審議でホモシステイン濃度の上昇を毒性所見として追加しておりますが、第1版で結論づけられたNOAELに変更はございません。

41ページの国際機関等の評価を御覧ください。EFSAにおいて2022年にグアニジノ酢酸を家きん及び豚用飼料に使用することによる消費者の安全について懸念はないと評価しました。2025年に行われた豚及び七面鳥用飼料等に使用することについての評価でも同様の結論を出しています。また、FDAにおいてグアニジノ酢酸を家きん用飼料に用いることは安全であると結論づけられ、飼料添加物として使用が認められています。

42ページに食品健康影響評価をまとめております。グアニジノ酢酸及び代謝物であるクレアチニン等は、食用動物の生体内物質であることから、ヒトは食品を通じて日常的に摂取しております。残留試験において肉用鶏のグアニジノ酢酸投与群のクレアチニン濃度に増加傾向が見られましたが、その濃度と食用動物の筋肉中で報告されているクレアチニン濃度を踏まえると、グアニジノ酢酸を飼料添加物として摂取した対象動物由来の畜産物を通じて、ヒトがクレアチニンを過剰に摂取する可能性は低いと考えられました。

今回、体内動態試験、亜急性毒性試験及び国際機関等の評価等へ追記しましたが、これまでの結論に変更はなく、グアニジノ酢酸は飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、ADIを特定する必要はないとまとめられました。

以上のことから、グアニジノ酢酸を有効成分とする飼料添加物の評価要請に伴い、新たに追記した内容がございますが、既存の評価結果に影響を及ぼすものではございません。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、新たに追記した内容はあるものの、既存評価結果に影響を及ぼすものではないことから、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちグアニジノ酢酸は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、ADIを特定する必要はないということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、飼料添加物「グアニジノ酢酸を有効成分とする飼料添加物」についてです。

本件についても、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○古田評価第二課長 お手元の資料1-3に基づきまして、既存の評価書から追記、修正した箇所を中心に説明いたします。

右下のページ、5ページ、審議の経緯、第2版関係を御覧ください。グアニジノ酢酸を有効成分とする飼料添加物の対象動物拡大及び添加上限量の変更に係る評価要請に伴い、農林水産省から安全性試験の成績等が提出されました。第208回肥料・飼料等専門調査会において審議を行い、評価書の第2版として取りまとめたため、本日御報告いたします。

9ページ、評価対象飼料添加物の概要を御覧ください。有効成分はグアニジノ酢酸で、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的として、豚及び産卵鶏を除く鶏の飼料に添加して使用されます。

12ページの(1)豚の残留試験を御覧ください。本飼料添加物の添加上限量濃度の投与群における筋肉中グアニジノ酢酸及び代謝物であるホモシステインの濃度は、対照群と比較して有意な増加は見られないという結果でした。

25ページ、対象動物に対する安全性を御覧ください。子豚及び種鶏を用いた安全性試験並びに豚及び肉用鶏を用いた飼養試験が追加されましたが、本飼料添加物の添加上限量ま

での投与群において悪影響は見られなかったことから、本飼料添加物の対象家畜用飼料への添加について、対象家畜に対する安全性に問題はないと考えました。

30ページの国際機関等の評価を御覧ください。先ほど説明いたしましたグアニジノ酢酸評価書案と同様に、グアニジノ酢酸を飼料添加物として使用することに関する2022年及び2025年、EFSAの評価並びにFDAの評価を追記しました。

32ページに食品健康影響評価をまとめております。今回、新たな科学的知見として対象動物における安全性試験の結果や、国際機関等の評価等を追記しましたが、これまでの結論に変更はなく、グアニジノ酢酸を有効成分とする飼料添加物が飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたとまとめられました。

以上のことから、新たに追記した内容がございますが、既存の評価結果に影響を及ぼすものではございませんでした。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、新たに追記した内容はあるものの、既存評価結果に影響を及ぼすものではないことから、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちグアニジノ酢酸を有効成分とする飼料添加物が飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

## (2) 令和7年度食品健康影響評価技術研究二次公募課題(案)について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「令和7年度食品健康影響評価技術研究二次公募課題(案)について」です。

担当の祖父江委員から説明をお願いいたします。

○祖父江委員 「令和7年度食品健康影響評価技術研究二次公募課題(案)について」は、6月20日に開催しました令和7年度研究・調査企画会議事前・中間評価部会で審議し、資料2のとおり取りまとめました。

詳細については、事務局から説明してください。

○井本評価第一課長 それでは、お手元の資料2を御覧ください。

資料2の3ページ目以降を御覧いただくことになると思いますが、今年度、2次公募で行う予定としております研究事業の課題の案でございます。令和7年度の研究事業につきましては、令和6年9月17日に食品安全委員会で決定いたしました優先実施課題に基づいて、既に研究を実施しているところでございます。この優先実施課題の中に、その他といたしまして、研究者からの提案に基づく研究や緊急性の高い研究を実施することとなり、これを踏まえまして、第2次公募の課題を実施していくものになります。

まず1つ目の研究課題になります。研究課題名「ベンチマークドーズ法（BMD法）をリスク評価へ活用する研究」でございます。

研究の概要でございますが、食品を介したヒトへの健康影響の評価において、BMD法の実装化に向けた研究、及びBMD法を用いたリスク評価結果の評価や解釈に資する研究を実施するものでございます。具体的には、既存のBMD数理モデルの分析を行うことにより、ベイズ統計学を念頭に置いた新たなBMD法の数理モデルの開発、BMD法をリスク評価に活用する際の理論の頑健性の強化に資する研究を実施するものとなります。

2つ目になります。次のページを御覧ください。研究課題名ですが「食品安全に関する国民の意識の推移を経時的に把握するための調査手法に係る研究」でございます。

研究の概要といたしましては、食品安全行政は、生産から消費に至るまで関係する国民によって適切な行動が取られることにより、国民の消費する食品の安全性を高めることが究極的な目的でございます。そのためには、リスク管理措置の根拠となりますリスク評価や食品安全委員会に対する信頼性を高める必要がございます。食品安全委員会によるリスクコミュニケーションは、そのような観点から戦略的に展開する必要があると考えられます。

しかし、事件事故等による意識の変化や新しいハザードへの関心の高まり、リスクは高いものの関心が大きく下がっているハザードの把握等ができていないという指摘もございます。また、幅広い国民における食品安全に対する認知あるいはリテラシーについて、経常的に把握する手段を欠いていたという懸念もございます。また、成果目標も定まっていないとの指摘もあります。

このような状況を踏まえまして、情報提供やコミュニケーションの優先度が高い食品安全上の話題を明らかにし、社会的な関心も考慮したリスクコミュニケーションに向けた、食品安全に関する国民のリスク認知やリテラシーの実態を経時的に把握できる調査を行うことが重要であると考えられ、そのための調査設計を明らかにする必要があると考えられます。

令和9年度以降に予定しております本調査の設計に向け、まず令和6年度の調査事業を実施し、その中で①から③、すなわち国内外での関連調査の整理、対面法、郵送法調査、

インターネット調査のメリット、デメリット、本調査での調査項目及び設問案が提案されてございます。しかし、国内の状況に適し、かつ長期にわたって幅広い国民意識を把握できる調査手法としてその妥当性の検証が不足してございます。調査項目・設問構成等の検討も十分でない状況であります。

このため、本研究では、有識者ヒアリング、属性に応じたグループインタビュー、これらの結果を踏まえました郵送法、インターネット調査またはその他の世論調査方式による小規模な調査などを行い、よりよい本調査の手法・設計、設問構成等を明らかにするものとなっております。

最後の課題でございます。次のページを御覧ください。3つ目の研究課題でございます。「食品から摂取したハザードとヒトの感染確率に関する精緻な（食品の加工状態、ヒトの生体内環境におけるハザードの生存／死滅動態等の特性及びヒトの感受性の差異等の要因を考慮した）用量反応モデル及び定量的リスク評価モデルの構築に資する研究」でございます。

研究の概要でございますが、食品から摂取したハザードとヒトの感染確率における用量反応関係を明らかにすることは、食品により媒介される微生物等に関するリスク評価を実施する上で、特に定量的なリスク評価の実施に際して重要と考えられ、必要不可欠な事項でございます。微生物等に関するリスク評価においては、ハザードの特性から、増殖・死滅に関する情報や株による病原性の差異等を考慮する必要があるとともに、ヒト側における食品からのばく露経路、生体内での相互作用及び免疫状態の感受性の差異等、種々の要因を考慮した上で、用量反応モデルを構築することが求められてございます。そのため、ハザード（特にカンピロバクター・ジェジュニ／コリ）とヒトの用量反応関係について、より現実的かつ適切に予測するための、様々な条件下での要因をモデル化することが可能な、精緻な用量反応関係モデルの構築を基盤とし、喫食時の微生物等の特性及びヒトの発症に寄与する要因を考慮することが可能な評価モデルの構築に資する研究を実施するものでございます。

これらにつきまして、お認めいただけましたら、今年度から事業を開始できるように進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続を進めるようお願いいたします。

(3) その他
---------

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○藤田総務課長 特にございませぬ。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、7月15日火曜日14時から開催を予定しております。

以上をもちまして、第990回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。